

佐鳴湖公園北岸管理棟の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市（以下「市」という）が所有・管理する佐鳴湖公園北岸管理棟（鉄骨造 1階 150㎡）（以下「管理棟」という）の多目的室を、本来の目的である市主催の事業、来園者の休憩場所等として使用する以外に、管理上支障がない場合には貸し出しを行うために定めるものである。

(使用対象者)

第2条 多目的室を使用できる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 環境保護団体またはこれに準ずる団体等
- (2) 自治会及び自治会の認知している団体等
- (3) 官公庁、教育機関、又はこれに準ずる団体等
- (4) その他市長が認めるもの

(使用目的)

第3条 この管理棟において認められる行為は、公園の利用及び自然環境保全等に関わる講習会、学習会、展示会、その他市長が認めるものとする。ただし、以下に掲げるものについては貸し出しを行わない。

- (1) 営利目的のもの
- (2) 政治・宗教に関わりのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
- (5) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき
- (6) その他管理上支障のあるもの

(使用料)

第4条 「行政財産の使用許可に関する事務処理要領」（以下「要領」という）第9条の規定により使用料を減免するものとする。ただし、空調設備及び電気コンセントを使用した場合は要領第11条の規定により算定した額を徴収する。

(使用許可の申請)

第5条 この管理棟を使用する団体等は、管理棟施設使用許可申請書（第1号様式）を市長に届け出なければならない。この使用許可申請書は使用する2ヶ月前の月の初日から受付けるものとする。

(使用報告)

第6条 使用者は、管理棟施設使用報告書(第2号様式)を市長へ提出しなければならない。

(使用時間及び休館日)

第7条 管理棟の貸し出しは、午前9時から午後5時までの時間とし、休館日は毎週月曜日及び年末年始とする。ただし、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りでない。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、管理棟を良好な状態に保つよう努め、使用した室内の清掃を行い、常に清潔に維持するよう努めること。

2 管理棟内の器具(電気・水道・火気・その他)を使用する場合は安全に努め、使用後は器具を元通りに戻しておくこと。特に、火の始末や電気の消し忘れ等のないよう注意すること。

3 活動に必要な器具や展示物は、整理整頓しなければならない。

(使用の拒否)

第9条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の取り消し又は拒否することができる。

(1) 使用願いに書いた目的以外で使用したとき

(2) 第8条に挙げている使用者の義務を行わないとき

(3) 市が主催する事業の開催が必要となったとき

(損害賠償)

第10条 第8条の事項が守られない場合や、故意・過失を問わず損害を与えた場合には、市はその損害代金を使用者に請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請人 団体等の名称
代表者の住所
代表者の氏名
電話番号

管理棟施設使用報告書

月 日 時間	利用内容	参加人数